

羽村市男女共同参画基本計画

(平成24年度～平成28年度)

平成24年3月

羽 村 市

はじめに

羽村市では、平成9年に「男女共同参画都市宣言」を行い、平成19年には「男女共同参画推進条例」を制定するなど、男女共同参画社会の実現に向けた取組を積極的に推進してきました。

また、国においても、男女共同参画社会の実現を21世紀の最重要課題と位置付け、法令の制定や男女共同参画基本計画の策定などを通じて、その実現のための取組を進めているところです。

しかしながら、依然として職場や家庭、地域において、固定的な性別による役割分担の意識が見られるなど、様々な課題が指摘されているとともに、今日の社会は、超少子高齢社会の進展により、人口構造や産業構造、地域コミュニティや家族のあり方などが大きく変化しており、これまでの仕組みや制度では維持していくことが難しくなっている状況にあります。

こうした状況を踏まえ、このたび、「羽村市男女共同参画基本計画」を策定いたしました。

この計画では、平成14年に策定した「はむら男女共同参画推進プラン」の精神を継承し、めざす将来像を「一人ひとりが自分らしく、いきいきと暮らせる“はむら”」と定め、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進などの新しい視点も含めた6つの基本目標を設定し、施策を展開していくこととしています。

市では、社会の変化に対応しつつ、将来像を実現していくため、男女共同参画施策を引き続き推進してまいりますので、市民、団体、事業者の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

最後になりましたが、本計画の策定にあたり、提言をいただきました「羽村市男女共同参画推進会議」の委員の皆様をはじめ、関係各位に対しまして、厚くお礼申し上げます。

平成24年3月

羽 村 市 長 並 木 心

◆目 次◆

第1章 計画の基本的な考え方

1 羽村市が目指す社会	3
2 羽村市を取り巻く社会情勢についての認識	3
3 羽村市の男女共同参画の現状と課題	5
4 羽村市男女共同参画基本計画の方向性	8
5 基本計画の名称と期間	9
6 基本計画の位置付け	10

第2章 計画の基本目標

計画の体系	13
主な目標指標	14
基本目標1 人権の尊重	15
基本目標2 男女共同参画社会の実現に向けての意識の醸成	17
基本目標3 働く環境の整備と改善・充実	19
基本目標4 方針の立案や決定の場への女性の参画促進	21
基本目標5 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進	23
基本目標6 地域コミュニティにおける男女共同参画の推進	25

第3章 推進体制の強化

1 羽村市男女共同参画庁内推進会議の設置	29
2 羽村市男女共同参画推進会議の設置	29
3 官公署等関係機関との連携強化	29
4 市内企業や市民活動団体との連携体制の構築	29

資料

1 世界の動き	33
2 国の動き	33
3 東京都の動き	34
4 羽村市の動き	34
5 羽村市における年少・生産年齢・老年人口の推移等	35
6 羽村市における家族構成の推移	36
7 羽村市における年齢階級別労働力人口比率の推移	37

8	羽村市民の男女共同参画に関する意識	38
9	羽村市男女共同参画推進条例	40
10	羽村市男女共同参画推進会議規則	44
11	羽村市男女共同参画推進会議委員名簿	45
12	羽村市男女共同参画推進会議審議経過	46
13	羽村市男女共同参画推進本部設置要綱	47
14	羽村市男女共同参画推進本部名簿	50
15	羽村市男女共同参画推進本部審議経過	51
16	男女共同参画社会基本法	52
17	男女共同参画に関する動き（年表）	57
18	用語の解説	59

《第 1 章》

計画の基本的な考え方

第1章 計画の基本的な考え方

1 羽村市が目指す社会

男女共同参画社会の実現に向けて、羽村市が目指す社会は、平成9年11月1日に制定した「男女共同参画都市宣言」に掲げられています。

自分らしく生きよう“はむら”アピール ～男女共同参画都市宣言～

多摩川の清流と花と緑に恵まれ、人々の温かい心が通いあうまち“はむら”。このまちに生きるわたしたちは、性別にとらわれず、人権を尊重し、魅力あるまちを築くため、ここに「男女共同参画都市」を宣言します。

- 1 一人ひとりが自立し、認めあい、自分らしくいきいきと暮らせる“はむら”をめざします。
- 1 男女が共に仕事・家事・育児・介護などをわかちあう“はむら”をめざします。
- 1 一人ひとりが能力と個性を発揮し、社会のあらゆる分野に自らの意思と責任で参画できる“はむら”をめざします。
- 1 男女が共に地球市民として、地域から世界へ友情と平和の輪を広げる“はむら”をめざします。

市では、あらゆる施策に男女共同参画の視点を反映し、男女共同参画社会の実現に取り組んでいきます。

2 羽村市を取り巻く社会情勢についての認識

(1) 少子高齢化の進展等

羽村市では、総人口が横ばいで推移する中、年少人口は年々減少し、老年人口が増加する少子高齢化の進展が顕著となってきています。

市の平成21年の合計特殊出生率は1.51で、都内市部では第1位となりましたが、少子化を食い止めるまでの出生率ではなく、生産年齢人口の減少が懸念されています。

このことから、今後ますます女性の労働力が期待されています。

また、未婚・離婚の増加等により、単身世帯やひとり親世帯が増加しており、家族の少人数化が進んでいることで、子育てや介護の環境も大きく変わってきています。

(2) 長引く経済の低迷と閉塞感

平成20年秋の金融危機を発端とした世界同時不況に始まり、欧州の政府債務の信用不安による円高の進行、内需の低迷、新興国の経済成長など、世界経済の構造的な

変化などにより、我が国の経済は長らく低迷しており、市内経済も同様の状況となっています。

また、厳しい雇用情勢の中、非正規雇用問題、あるいは、格差社会問題など、社会的な閉塞感の広がりがみられます。

(3) 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）意識の社会的な広がり

国においては、社会全体で仕事と生活の調和の実現を目指すため、平成19年に「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が策定されました。

これは、少子高齢化や生産年齢人口の減少、共働き世帯が増加する中で、仕事一辺倒のライフスタイルを見直し、仕事上の責任を果たしながらも、子育てや介護の時間、家族や友人との時間、自己啓発や地域活動への参加のための時間などを持ち、仕事と生活の調和を図ることで、健康で豊かな生活を実現するといった考え方を広げようとするものです。

こうした中、子育てを楽しみ、自分自身も成長する男性（イクメン・イクジイ）像が、社会に肯定的に受け入れられています。

(4) 配偶者暴力の社会問題化

全国の配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数は、平成14年度が35,943件であったのに対し、平成22年度には77,334件と2倍以上に増加しています。

市における女性からの配偶者暴力の相談件数は、平成14年度が49件であったのに対し、平成22年度には102件と2倍以上に増加しており、配偶者暴力による一時保護は、平成18年度から平成22年度までで12件となっています。

国においては、平成19年7月に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」が改正され、市区町村による配偶者からの暴力の防止等に関する基本計画の策定が努力義務となるなど、配偶者からの暴力の防止や被害者支援に向けた取組の強化が求められています。

(5) 東日本大震災を契機に見直される地域の絆

戦後の高度経済成長を経て、日本社会は豊かで便利になりましたが、その一方で、地域とのつながりを持たなくても生活していけるようになったことや、少子化、核家族化、共働き世帯の増加、ライフスタイルの変化などにより、地域のつながりは希薄化してきました。

こうした中、平成23年3月11日に東日本を襲った未曾有の大震災を契機に、地域の絆、共助の精神の大切さが改めて見直されています。

3 羽村市の男女共同参画の現状と課題

市では、平成14年に「はむら男女共同参画推進プラン」を策定し、計画の基本理念に基づき、男女平等の視点から解決しなければならない6つの基本課題を掲げ、その解決を図るための施策を総合的かつ計画的に推進してきました。

基本課題には、

- (1) 女性の「性」と人権の尊重
- (2) 男女平等観に立った生涯学習の推進
- (3) 家庭責任を担い合うための支援
- (4) 働く環境の整備と改善・充実
- (5) 方針・政策決定過程への女性の参画促進
- (6) 推進体制の整備と強化

の6つを掲げています。

(1) 女性の「性」と人権の尊重

女性に対するあらゆる暴力を撤廃していくことを目標に、ドメスティック・バイオレンス等の防止に向けた取組として、女性悩みごと相談を開設するとともに、情報誌ウィーブの発行により啓発活動に取り組んできました。

女性悩みごと相談は、母子自立支援員等による相談とは別に、自宅の近くでは関係者に知られてしまうなどの不安を持った方が、市外でも相談を受けられるよう福生市と共同で実施しており、平成15年度から平成22年度までに390日開設し、延べ893件の相談を受けてきました。相談内容は夫婦・恋人に関するもの、ドメスティック・バイオレンスに関するもの、健康に関するものなど様々ですが、母子自立支援員や保健センターの保健師などと連携を図るとともに、東京都の機関とも協調し、的確な支援を行ってきました。

また、メディアにおける女性の人権の尊重や生涯を通じた女性の健康支援として、市が発行する広報紙やチラシをジェンダーの視点に立ち、表現方法を点検するとともに、女性の健康づくり講座などを行ってきました。

人権の尊重は、憲法で保障された基本的かつ重要な事項であるとともに、配偶者や恋人からの暴力が社会問題化していることから、男女がお互いに理解し尊敬し合い、個人としての人権が尊重される社会を目指す必要があります。

(2) 男女平等観に立った生涯学習の推進

家庭、学校、地域の場において、意識啓発などの取組を進めてきました。

家庭においては、家庭教育セミナーや男の料理教室などを、学校等においては、保育士や職員への男女共同参画研修の実施や道徳の時間を活用しての人権教育などを実施してきました。

また、地域においては、男女平等に関する研修会への補助制度の運用や男女共同参画フォーラムの開催、情報誌ウィーブの発行などを実施してきました。

こうした中、平成21年には女性の町内会長が誕生するなど、男女共同参画意識は徐々に浸透してきていることが伺えます。

しかし、市政世論調査における、男女共同参画についての意識調査では、「男女の地位は平等になっている」という回答が全体として25.5%と依然低く、家庭、学校、職場、地域といった発達段階に応じたあらゆる場において、男女共同参画について理解を深めるための意識啓発を効果的に実施していく必要があります。

(3) 家庭責任を担い合うための支援

子育て、介護、生活の自立についての支援を中心として、相談体制の充実や経済的な支援を行ってきました。

子育て支援については、保育園、子ども家庭支援センター、児童館、保健センターにおいて子育て相談を実施し、身近な場所で相談しやすい体制を整備するとともに、乳幼児医療費の助成、私立幼稚園等園児保育料の助成などを行ってきました。

介護支援については、地域包括支援センターを中心に、保健・医療・福祉サービスや家族介護支援についての総合的な支援を行い、生活の自立支援については、高齢者の生きがいづくり、障害者の就労支援、ひとり親家庭の自立支援などを推進してきました。

これまで、子育てや介護は女性の役割という考えがありましたが、女性の労働分野への進出が進むとともに、家族の少人数化と相まって、現在は「男は仕事、女は家庭」といった性別による役割分担では、家庭責任を全うすることが難しくなっています。

男女がともに家庭責任を担い合うためには、男性も家事や子育て、介護の責任を担うことが必要ですが、そのためには、仕事優先の意識を変えることや、長時間労働の見直しといったことを同時に進める必要があります。

社会全体で、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現を目指す取組を重点的に推進していく必要があります。

(4) 働く環境の整備と改善・充実

再就職のための支援として、ハローワークの求人情報や東京しごとセンターの再就職サポート事業などの情報提供、技術習得のためのパソコン教室の開催などを行うとともに、市内事業所等の職場における男女平等を推進するため、男女雇用機会均等法や育児・介護休業法など関連制度の情報提供や、事業所の労務担当者を対象とした労務関係セミナーなどを実施してきました。

また、働き続けるための支援として、延長保育の拡充や休日保育の実施などの保育園事業を充実するとともに、地域包括支援センターでの総合的な高齢者支援など、介護のための支援体制を充実させてきました。

再就職の支援については、求人情報や就職支援情報の収集、再就職のためのセミナーの受講などが身近なところでできるよう、ハローワークや東京しごとセンターなどの関係機関と連携し、これからも充実させていく必要があります。

市内事業所等における男女平等の推進については、事業所における男女共同参画への取組状況を把握しながら、効果的な情報提供方法や連携事業などを検討する必要があります。

働き続けるための支援は、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を推進する観点からも、子育てや介護に係る多様なニーズに対応できるよう充実していく必要があります。

ます。

(5) 方針・政策決定過程への女性の参画促進

市においては、行政における女性の参画の拡大として、審議会等への女性の参画を促進するため、女性委員の積極的な登用、男女比率の設定などに取り組むとともに、性別に関わりなく個人の能力や適性に応じた配置・登用を行うなど、女性職員の参画を推進してきました。

また、事業所における女性の参画促進としては、男女雇用機会均等法の周知やフォーラムの開催、男女にやさしい事業所を情報誌で紹介するなどの取組を行い、地域活動における男女共同参画の促進として、女性リーダー養成講座の実施、ボランティアの育成支援、女性消防団員の増員などを推進してきました。

男女共同参画を推進するためには、男女が共に政策決定や意思決定をする過程に参画することが重要であることから、今後も審議会等への女性の参画を促進していく必要があります。

市役所においては、男女が共に働きやすい職場環境の整備を進めるなど、女性職員の意思決定過程への参画をさらに促進するとともに、事業所における女性の参画については、実情を把握しながら、連携・協働した取組を進める必要があります。

地域においては、団塊の世代が定年を迎え、これまでの仕事で培った知識や経験を生かせる場として期待されるとともに、東日本大震災を契機に地域の絆が見直されていることから、多様な人材の参画による地域活動を推進していく必要があります。

(6) 推進体制の整備と強化

市においては男女共同参画推進本部を設置し、男女共同参画推進プランの事業進捗状況の点検・評価を行うとともに、男女共同参画関係施策の総合的な推進を図ってきました。

市民参画・協働による推進については、男女共同参画推進会議を設置し、外部の視点から男女共同参画施策の提言や推進に取り組むとともに、男女共同参画フォーラムの企画運営や情報誌ウィーブの発行など、市民との協働を進めてきました。

また、国や東京都など関係機関との連携については、国で定める男女共同参画週間と協調した事業の実施や、東京ウィメンズフォーラムでのパネル展示などを行ってきました。

男女共同参画社会の実現には、市民、事業者、各種団体、行政それぞれが男女共同参画の必要性を理解し、同一の認識のもとに連携することが重要であり、推進体制は今後も強化していく必要があります。

4 羽村市男女共同参画基本計画の方向性

市では、平成9年に「男女共同参画都市宣言」を行い、平成14年に「はむら男女共同参画推進プラン」を策定、平成19年には「羽村市男女共同参画推進条例」を制定するなど、男女共同参画社会の実現に向けた取組を推進してきましたが、少子高齢化の進展等、市を取り巻く社会情勢の変化に対応していくためにも、男女共同参画社会の実現は、まだ道半ばの状況にあると言えます。

こうした状況を踏まえ、前基本計画である「はむら男女共同参画推進プラン」の精神を継承しつつ、男女共同参画社会を実現するため、羽村市男女共同参画基本計画を策定します。

(1) めざす将来像

男女共同参画社会の実現をめざして、
「一人ひとりが自分らしく、いきいきと暮らせる“はむら”」
を創造します。

市では、平成9年11月に「自分らしく生きよう“はむら”アピール～男女共同参画都市宣言～」を行い、男女共同参画社会の実現を目指す市の姿勢を内外に示しました。

この宣言では、性別にとらわれない「自立」と「責任」に基づいたひとりの「個人」としてのあるべき姿と、お互いを認めあいながら、それぞれの能力を発揮し、いきいきと暮らせる社会の創造を目指すこととしています。

この宣言文を現実のものとしていくために、平成14年に策定した「はむら男女共同参画推進プラン」に掲げる将来像を継承し、本計画における、めざす将来像を「一人ひとりが自分らしく、いきいきと暮らせる“はむら”」とします。

(2) 基本理念

本計画は、羽村市男女共同参画推進条例に基づき策定する、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な計画であることから、同条例第3条に規定する5項目を基本理念とします。

・男女の人権の尊重

男女が個人として尊重され、性別による差別的取扱いを受けることなく、個人として能力を発揮する機会が確保されること。

・社会における制度や慣行のあり方の見直し

性別による固定的な役割分担等を反映した社会の制度又は慣行が、男女の社会における活動の選択に対して影響を及ぼすことのないよう配慮されること。

・あらゆる活動における政策・方針決定への共同参画

男女が、社会の対等な構成員として、あらゆる分野における活動の方針の立案や決定に共同して参画する機会が確保されること。

・家庭生活における自立と他の活動との両立

男女が、相互の協力と社会的支援の下に、家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、家庭生活における活動とそれ以外の活動を行うことができるようにすること。

・地球市民としての国際協調

男女共同参画社会の形成の促進は、国際社会における取組と密接に関係していることを踏まえ、国際的協調の下に行われること。

(3) 基本目標

本計画では、一人ひとりが自分らしく、いきいきと暮らせる社会を実現するため、6つの基本目標を設定するとともに、基本目標を実現するための施策と主な取組を提示します。

基本目標1 人権の尊重

基本目標2 男女共同参画社会の実現に向けての意識の醸成

基本目標3 働く環境の整備と改善・充実

基本目標4 方針の立案や決定の場への女性の参画促進

基本目標5 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

基本目標6 地域コミュニティにおける男女共同参画の推進

5 基本計画の名称と期間

(1) 名称 羽村市男女共同参画基本計画

(2) 期間 平成24年度から平成28年度までの5年間

6 基本計画の位置付け

(1) 「男女共同参画社会基本法」との関係

この計画は、男女共同参画社会基本法第14条に規定する「市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画」です。

(2) 政府の「第3次男女共同参画基本計画」との関係

この計画は、平成22年12月17日に閣議決定された政府の第3次男女共同参画基本計画の方向性と軌を一にした、男女共同参画社会実現のための計画です。

(3) 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」との関係

この計画の「基本目標1 人権の尊重 (1) 男女間のあらゆる暴力の撤廃 ①DV(ドメスティック・バイオレンス)及びデートDV防止対策の推進」は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第2条の3第3項に規定する「市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画」とします。

(4) 「羽村市長期総合計画」との関係

この計画は、「第五次羽村市長期総合計画」に掲げた目標を達成するための分野別計画として位置付けています。

(5) 「羽村市男女共同参画推進条例」との関係

この計画は、羽村市男女共同参画推進条例第10条に規定する、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画です。

(6) 市民の意見等の反映

この計画は、羽村市男女共同参画推進会議からの提言を最大限に尊重するとともに、意見公募手続により市民から募集した意見を考慮します。

《第 2 章》

計画の基本目標

基本目標	施策	主な取組
1 人権の尊重	(1) 男女間のあらゆる暴力の撤廃	①DV（ドメスティック・バイオレンス）及びデートDV防止対策の推進 ②セクシュアル・ハラスメント防止対策の推進 ③子どもに対する性的な暴力の根絶に向けた対策の推進
	(2) 人権教育・啓発の推進	①家庭教育の支援 ②学校教育における教科・道徳・特別活動等での実践 ③教職員の男女共同参画に関する理解の促進 ④地域における人権教育・啓発の推進
2 男女共同参画社会の実現に向けての意識の醸成	(1) 男女共同参画意識の啓発	①男女共同参画に関する広報・啓発の推進 ②男女共同参画の視点に立った慣習・慣行の見直し ③男女共同参画を推進する教育・学習の充実 ④市役所職員の研修機会等の充実
	(2) 男性、子どもにとっての男女共同参画	①男性にとっての男女共同参画に関する広報・啓発 ②男性の子育て参画の支援 ③子どもの頃からの男女共同参画についての理解の促進
3 働く環境の整備と改善・充実	(1) 働きやすい職場環境づくりの推進	①男女の均等な雇用機会と待遇の確保を図る法令・制度の周知啓発 ②男性が家庭生活・地域活動に参画しやすい職場環境づくりの促進 ③男女共同参画に取り組む市内事業所との連携
	(2) 女性のチャレンジ支援	①女性の再就職支援 ②女性起業家に対する支援
4 方針の立案や決定の場への女性の参画促進	(1) ポジティブ・アクション（積極的改善措置）の推進	①企業・団体等における男女共同参画の取組への支援 ②女性の人材育成、能力開発 ③各種審議会等委員への女性の登用促進 ④市役所女性職員の政策・方針決定過程への参画促進
5 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進	(1) 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）に関する広報・啓発の推進	①仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）に関する意識の普及啓発 ②職場における仕事と家庭の両立支援の取組の促進
	(2) 仕事と生活の両立支援	①多様な働き方への支援 ②介護のための支援体制の充実
6 地域コミュニティにおける男女共同参画の推進	(1) 多様な人材を生かす地域活動の推進	①男性の地域活動への参画支援 ②市民活動団体等の活動支援 ③地域における女性リーダーの育成
	(2) 地域における男女共同参画の推進	①地域活動における男女共同参画の促進 ②防災分野における女性の参画拡大

主な目標指標

区分	指標名	現状	目標
基本目標 1	配偶者等からの暴力について相談可能窓口の周知度	46% (平成22年度)	67% (平成27年度)
基本目標 2	「男女の地位は平等になっている」と思う人の割合	25.5% (平成22年度)	50% (平成27年度)
基本目標 3	「職場の中で、男女の地位は平等になっている」と思う人の割合	19.8% (平成22年度)	40% (平成27年度)
	市役所男性職員の育児休業取得率	0% (平成23年度)	10% (平成28年度)
	女性の再就職支援セミナー参加人数	8人 (平成23年度)	16人 (平成28年度)
基本目標 4	市が設置する審議会等への女性の参画比率	34.2% (平成22年度)	40% (平成28年度)
	市役所管理職に占める女性の割合	10.2% (平成23年度)	20% (平成28年度)
基本目標 5	「家庭の中で、男女の地位は平等になっている」と思う人の割合	36.2% (平成22年度)	70% (平成27年度)
	仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）という用語の周知度	— (平成23年度)	50% (平成27年度)
基本目標 6	「地域活動の場で、男女の地位は平等になっている」と思う人の割合	42.1% (平成22年度)	80% (平成27年度)
	女性町内会・自治会長の人数	1人 (平成23年度)	3人 (平成28年度)
	女性消防団員の人数	7人 (平成23年度)	12人 (平成28年度)

第2章 計画の基本目標

基本目標1 人権の尊重

男女間のあらゆる暴力については、男女の固定的な役割分担や対等でない関係に根ざした構造的な問題が背景になっていることが多く、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、男女間の暴力（ドメスティック・バイオレンス、セクシュアル・ハラスメントなど）の根絶は男女共同参画社会の実現にとっても緊急かつ重要な課題となっています。

また、インターネットや携帯電話の普及により、男女間における暴力は多様化、低年齢化の傾向にあり、新たな視点から迅速かつ効果的に対応していくことが求められています。

このため、暴力を容認しない社会風土を醸成する必要があるとともに、日常生活の中で人権を侵害され、夫婦や家族関係などに関する問題を抱える人々を支援していくため、男女の人権に関する教育・啓発を推進するとともに、関係機関との連携による対策や相談機能を充実し、男女の人権を守るための環境づくりを推進します。

(1) 男女間のあらゆる暴力の撤廃

・ ・ 主な取組 ・ ・

① DV（ドメスティック・バイオレンス）及びデートDV防止対策の推進

(ア) DVは犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、許される行為ではないという意識を、若い世代も含めた社会全体で共有することができるよう広報・啓発活動に取り組みます。

(イ) DV被害を受けた場合の相談窓口の周知を図ります。

(ウ) 暴力は配偶者間だけでなく、恋人間でも起きています。交際相手への暴力である「デートDV」について、若年層を対象とした予防啓発に取り組みます。

(エ) DV被害者からの相談に迅速に対応できるよう、相談事業の充実を図ります。

(オ) 東京都、警察、医療機関、民間支援団体等とも連携し、DV被害者の支援体制の充実を図ります。

② セクシュアル・ハラスメント防止対策の推進

(ア) セクシュアル・ハラスメントは人権侵害であるとの認識に立ち、職場等におけるセクシュアル・ハラスメントを防止するための啓発活動に取り組みます。

(イ) 市役所職員や教職員に対するセクシュアル・ハラスメント防止研修を実施します。

③ 子どもに対する性的な暴力の根絶に向けた対策の推進

いわゆる援助交際は児童買春につながるものであり、犯罪に至るおそれが高いものであるという認識に立ち、指導啓発に取り組みます。

(2) 人権教育・啓発の推進

・ ・ 主な取組 ・ ・

① 家庭教育の支援

男女がお互いの人格を尊重し、相手の立場を理解し、助け合えるような人間形成が図られるよう、家庭教育に関する学習機会の提供や啓発を進めます。

② 学校教育における教科・道徳・特別活動等での実践

学校教育では、児童生徒の発達段階に応じ、社会、技術・家庭、保健体育、道徳、特別活動など学校教育全体を通じ、人権の尊重、男女相互の理解と協力の重要性などについて、指導の充実を図っていきます。

③ 教職員の男女共同参画に関する理解の促進

就学前教育及び学校教育の場において子どもたちを指導する教職員に対して、男女共同参画に対する理解を深めるための研修等を実施します。

④ 地域における人権教育・啓発の推進

誰もが、性別を理由に自立や社会参画への意欲が妨げられないよう、男女平等、人権尊重の意識を身につけるための人権教育や啓発活動を推進します。

【主な目標指標】

指標名	現状	目標
配偶者等からの暴力について相談可能窓口の周知度	46% (平成22年度)	67% (平成27年度)

基本目標 2 男女共同参画社会の実現に向けての意識の醸成

男女共同参画社会は、男女がお互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる社会です。

しかし、固定的な性別による役割分担の意識は、人々の意識の中にいまだ根強く残っているとともに、家庭、職場、地域などにおける慣習や慣行の中にも、固定的な性別による役割分担を前提としたものが、いまだ多く見受けられます。

男女共同参画社会の実現のためには、一人ひとりが固定的な性別による役割分担の意識を見直し、男女が共に、家庭、職場、地域などあらゆる場において責任を分担し合いながら支え合うことや、性別にかかわらず、それぞれの個性と能力を生かした多様な生き方を尊重し合うことが重要であることから、男女共同参画についての理解を深めるための意識啓発を行います。

(1) 男女共同参画意識の啓発

・ ・ 主な取組 ・ ・

① 男女共同参画に関する広報・啓発の推進

男女共同参画に関する認識を深めることで、人々の意識の中に長い時間をかけて形作られてきた、性別に基づく固定的な役割分担意識を解消するための広報・啓発活動を行います。

② 男女共同参画の視点に立った慣習・慣行の見直し

家庭や地域、職場など様々な場における慣習・慣行のうち、男女共同参画社会の形成を阻害すると考えられる性差別や固定的な性別による役割分担意識に基づいた慣習・慣行について、その見直しを呼びかけます。

③ 男女共同参画を推進する教育・学習の充実

あらゆる世代の男女が、生涯を通じて男女共同参画の視点を高め、自らの意思と責任で社会参画していくことができるよう、男女共同参画に関する学習の機会を提供します。

④ 市役所職員の研修機会等の充実

市役所職員が男女共同参画の視点を養うことができるよう、研修の機会や情報提供の充実を図ります。

(2) 男性、子どもにとっての男女共同参画

・ ・ 主な取組 ・ ・

① 男性にとっての男女共同参画に関する広報・啓発

(ア) 固定的な性別による役割分担意識や、固定的な男性像から脱却するための意識啓発を行います。

(イ) 男性にとっての男女共同参画の意義について男性自身が理解を深め、家庭生活や地域活動に積極的に参画できるよう、男性を対象とした広報・啓発活動を推進します。

② 男性の子育て参画の支援

(ア) 男性が主体的に子育てに参画できるよう、子育てに関する学習機会を提供します。

(イ) 子育て親子の交流の場や、子育てに関する情報の提供を行います。

③ 子どもの頃からの男女共同参画についての理解の促進

次代を担う子ども達が、性別にとらわれずに個性と能力を発揮するとともに、将来を見通した自己形成ができるよう、家庭、学校、地域など様々な場において、男女共同参画についての理解の促進を図ります。

【主な目標指標】

指標名	現状	目標
「男女の地位は平等になっている」と思う人の割合	25.5% (平成22年度)	50% (平成27年度)

基本目標3 働く環境の整備と改善・充実

職場における男女共同参画を促進するには、事業者に対して男女共同参画推進条例や男女共同参画基本計画などを広く周知するほか、男女がともに働きやすい職場づくりについての情報交換を行うなど、同一の認識のもとに連携を深めることが重要です。

事業者に対して、男女の均等な待遇の確保について広報啓発を行うとともに、男女がともに家事・育児・介護といった家族の一員としての責任を果たしながら、職業生活を中断することなく就労できるよう、多様で柔軟な働き方についての情報提供を行います。

また、女性の再就職や起業支援など、女性のチャレンジ支援に取り組みます。

(1) 働きやすい職場環境づくりの推進

・ ・ 主な取組 ・ ・

① 男女の均等な雇用機会と待遇の確保を図る法令・制度の周知啓発

募集・採用から配置、昇進、退職に至るまでの雇用機会や待遇において、性別による差別や、妊娠・出産、育児・介護休業の取得による不利益な取り扱いが行われないよう、事業主や労働者に対して、男女雇用機会均等法や育児・介護休業法等の労働関係法令や制度の周知を図ります。

② 男性が家庭生活・地域活動に参画しやすい職場環境づくりの促進

(ア) 男性が家庭生活や地域活動に積極的に参画できるよう、長時間労働の抑制や、働き方の見直しについて意識啓発を図ります。

(イ) 男性が育児・介護休業等を取得することに対する職場の理解を深めるため、先進事例や活躍事例などの情報収集を行い、市民や市内企業へ情報提供を行います。

③ 男女共同参画に取り組む市内事業所との連携

(ア) 男女共同参画に取り組む市内事業所の把握に努め、職場における男女共同参画についての情報交換を行います。

(イ) 商工会との連携を進めるとともに、市内事業所との男女共同参画事業の協働実施などに取り組みます。

(2) 女性のチャレンジ支援

・ ・ 主な取組 ・ ・

① 女性の再就職支援

出産・育児や介護等により離職した女性の再就職は、仕事をしていなかったブランクが長期にわたる場合が多く、そのため職業能力の維持が難しいこと、また、本人が希望する職種や就業条件と企業が求める人材や雇用条件とのマッチングが難しいことなどから、希望する仕事に就くことが難しい状況があります。

そこで、女性の再就職を支援するため、再就職に必要な情報の提供や相談機関の紹介、または、再就職支援セミナー等を開催します。

② 女性起業家に対する支援

(ア) 起業を目指す女性に対して、起業に関する知識やノウハウなどの情報提供や、相談の機会を提供します。

(イ) 起業後の経営についての助言やマッチング支援などを、関係機関と連携して実施します。

【主な目標指標】

指標名	現状	目標
「職場の中で、男女の地位は平等になっている」と思う人の割合	19.8% (平成22年度)	40% (平成27年度)
市役所男性職員の育児休業取得率	0% (平成23年度)	10% (平成28年度)
女性の再就職支援セミナー参加人数	8人 (平成23年度)	16人 (平成28年度)

基本目標 4 方針の立案や決定の場への女性の参画促進

男女共同参画社会を実現するためには、男女が社会の対等な構成員として、あらゆる分野の活動に参画する機会が確保されなければなりません。

特に、政策・方針決定過程への女性の参画は、活力ある社会を築いていくため、多様な視点による新たな発想を取り入れていく上でも重要であり、実効性のあるポジティブ・アクション（積極的改善措置）を推進していく必要があります。

（1）ポジティブ・アクション（積極的改善措置）の推進

・ ・ 主な取組 ・ ・

① 企業・団体等における男女共同参画の取組への支援

（ア）企業や団体など様々な主体に対して、固定的な性別による役割分担意識の解消と、ポジティブ・アクションの必要性についての理解を促進するための情報提供を行います。

（イ）女性の管理職登用などに積極的に取り組む企業を評価・紹介するなど、男女共同参画の取組を支援します。

② 女性の人材育成、能力開発

政策・方針決定過程への女性の参画を拡大するためには、女性自身が政策・方針決定の場へ参画していくことが必要です。

しかし、女性は、出産・育児等により一時仕事を中断することが多く、キャリアを積みにくい場合が多いことから、政策・方針決定過程への女性の参画を促進するため、講座や研修の開催など、能力開発の機会を提供します。

③ 各種審議会等委員への女性の登用促進

（ア）各種審議会等で女性委員の登用を促進し、男性・女性それぞれの割合が常に35%を上回るよう努めます。

（イ）審議会の委員には、必ず女性委員を登用するよう努めます。

④ 市役所女性職員の政策・方針決定過程への参画促進

（ア）全ての職員が個性と能力を発揮できるよう、性別にとらわれない配置、登用、人材育成を継続していきます。

（イ）誰もが働きやすい職場環境づくりを進め、女性職員の政策・方針決定過程への参画を促進します。

【主な目標指標】

指標名	現状	目標
市が設置する審議会等への女性の参画比率	34.2% (平成22年度)	40% (平成28年度)
市役所管理職に占める女性の割合	10.2% (平成23年度)	20% (平成28年度)

基本目標5 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

男女共同参画社会を実現していくためには、女性の政策・方針決定過程への参画拡大や就業継続、あるいは、男性の家庭生活、地域活動への積極的な参画などの課題を解決していかなければなりません。

そのためには、長時間労働を前提とした働き方の見直しや、多様で柔軟な働き方が選択できる職場環境の整備など、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を実現するための取組が不可欠です。

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現とは、一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できることを言い、子育てや介護にとどまらず、趣味・学習や地域活動などの時間を持ち、健康で豊かな生活を実現できるというメリットがあります。

また、企業においては、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を推進することで、有能な人材の確保や定着、さらには、生産性の向上などが期待でき、企業戦略上も重要であるとともに、社会経済の活性化につながるというメリットもあります。

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現に向けた取組を、企業、団体、労働者、行政などが連携し、社会全体で推進していく必要があります。

（1）仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）に関する広報・啓発の推進

・ ・ 主な取組 ・ ・

① 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）に関する意識の普及啓発

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）は、企業や社会経済の活性化、個人生活の充実につながるものであり、こうしたメリットが性別や世代に関わりなく、あらゆる立場の人に理解され普及するよう、啓発活動に取り組みます。

② 職場における仕事と家庭の両立支援の取組の促進

仕事と家庭生活との両立ができる職場環境の整備を促進するため、長時間労働の抑制や男性の育児休業、部分休業等の取得促進、介護支援制度の活用などを行う先進企業の事例の情報収集と提供を行います。

（2）仕事と生活の両立支援

・ ・ 主な取組 ・ ・

① 多様な働き方への支援

共働き世帯の増加や土日勤務等の不規則勤務の増加に伴い、保育所や学童クラブへの入所希望が増加していることから、保育所や学童クラブの待機児童の解消、多様な保育サービスの提供など、子育て中の男女が安心して働き続けることができるよう、多様な働き方へ

の支援に取り組みます。

② 介護のための支援体制の充実

男女が共に仕事上の責任を果たしながら、介護という家庭責任を担い合い、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を実現していくために、地域包括支援センターを中心として、介護保険事業とともに保健、医療サービスが連携し、家族介護者への支援も含めた、総合的な介護支援体制の充実を図ります。

【主な目標指標】

指標名	現状	目標
「家庭の中で、男女の地位は平等になっている」と思う人の割合	36.2% (平成22年度)	70% (平成27年度)
仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）という用語の周知度	— (平成23年度)	50% (平成27年度)

基本目標6 地域コミュニティにおける男女共同参画の推進

東日本大震災の被災地では、地域に暮らす住民が支えあい、被災後の困難な状況を乗り越え、復旧、復興に取り組んでいます。被災地の人々によって、我々は地域の絆、共助の精神の大切さに改めて気づき、羽村市長期総合計画の基本理念である「自立と連携」の重要性を再認識する契機となりました。

近年、地域においては、少子高齢化、単身世帯や共働き世帯の増加、人間関係の希薄化など様々な変化が生じており、地域の絆や共助の精神といった地域の力を維持向上していくためには、一人ひとりが意識的、積極的に地域活動に参画し、男女が共に役割や責任を担い合うことが必要となります。

地域コミュニティは、人々にとって最も身近な暮らしの場であることから、地域コミュニティにおいて男女共同参画を推進することは、男女共同参画社会を実現するために、大変重要であると言えます。

(1) 多様な人材を生かす地域活動の推進

・ ・ 主な取組 ・ ・

① 男性の地域活動への参画支援

仕事優先の生活を送りがちである男性が、仕事上の責任を果たしながら町内会・自治会やPTAなどの地域活動に参画でき、また、定年後も生きがいを持って生活することができるよう、地域における仲間づくり、自己啓発のための学習機会の提供などを行います。

② 市民活動団体等の活動支援

男女共同参画の視点を踏まえ、防犯活動、高齢者の見守り活動、子育て支援活動など、地域において活動を行う市民活動団体、ボランティア等の支援の充実を図ります。

③ 地域における女性リーダーの育成

地域活動においてリーダーとして活躍する女性の増加を図るため、講座の開催や研修への参加支援等に取り組めます。

(2) 地域における男女共同参画の推進

・ ・ 主な取組 ・ ・

① 地域活動における男女共同参画の促進

男女共同参画の視点を踏まえた地域活動の広報・啓発活動を行うことにより、地域活動における男女共同参画を促進します。

② 防災分野における女性の参画拡大

震災時におけるニーズあるいは配慮すべき事項は、女性と男性では異なり、避難所での対

応や備蓄する物資などに男女双方の視点を反映していく必要があることなどから、防災分野への女性の参画を推進します。

【主な目標指標】

指標名	現状	目標
「地域活動の場で、男女の地位は平等になっている」と思う人の割合	42.1% (平成22年度)	80% (平成27年度)
女性町内会・自治会長の人数	1人 (平成23年度)	3人 (平成28年度)
女性消防団員の人数	7人 (平成23年度)	12人 (平成28年度)

《第 3 章》

推進体制の強化

第3章 推進体制の強化

男女共同参画社会の形成をより一層促進していくためには、あらゆる施策に男女共同参画の視点を反映することが必要であり、組織横断的な取組を継続的に行うとともに、市民や地域等との協働、国や東京都等関係機関との連携により、施策を総合的に推進していく体制を強化します。

1 羽村市男女共同参画庁内推進会議の設置

男女共同参画に関する関係部署の施策の一体的な推進を図るため、全庁にわたる横断的な推進組織として、男女共同参画庁内推進会議を設置します。

2 羽村市男女共同参画推進会議の設置

男女共同参画施策の充実及び推進を図るため、知識経験者、関係団体代表者、公募市民等で構成される男女共同参画推進会議を設置します。

3 官公署等関係機関との連携強化

国や東京都をはじめ、経済団体や各種団体との情報交換、意見交換その他必要な連携を図ります。

4 市内企業や市民活動団体との連携体制の構築

男女共同参画に積極的に取り組んでいる企業や市民活動団体との連携体制を構築し、事業の協働実施などを展開します。

《資 料》

1 世界の動き

国際連合は、1975年（昭和50年）を「国際婦人年」とし、「平等・発展・平和」をテーマに「世界行動計画」を定め、続く1976年（昭和51年）から10年間を「国際婦人の十年」として、男女平等や女性の地位向上のため世界規模での運動を展開してきました。

1995年（平成7年）には北京において第4回世界女性会議が開催され、2000年（平成12年）までに各国及び国際社会がとるべき12の問題領域を設定し、女性の地位向上とエンパワメントを前提に、戦略目標及び行動計画が示されました。

これに続き、2000年（平成12年）にはニューヨークにおいて、国連特別総会「女性2000年会議」が開催され、「北京宣言及び行動綱領実施のための更なる行動とイニシアティブ（成果文書）」が採択され、女性への暴力に対処する法律の整備などが盛り込まれました。

さらに、2005年（平成17年）には第49回国連婦人の地位委員会（国連「北京+10」世界閣僚級会合）がニューヨークにおいて開催され、「北京宣言及び行動綱領」及び「女性2000年会議の成果文書」を再認識し、これらの完全実施に向けた一層の取組を国際社会に求める「宣言文」の採択と、「国内政策及び計画におけるジェンダー主流化」、「さまざまな災害後の救済、回復、復興取組におけるジェンダー視点の統合」等の10の決議が採択されました。

2 国の動き

我が国においても、世界の動きにあわせ、男女共同参画の推進を図るためのさまざまな取組が行われ、1999年（平成11年）6月には、男女共同参画社会の実現を21世紀における我が国の最重要課題として位置付けた「男女共同参画社会基本法」を制定し、翌2000年（平成12年）には「男女共同参画基本計画」が策定されました。

その後、国内外のさまざまな状況の変化に伴い、これまでの取組を評価・総括し、2005年（平成17年）12月には「第2次男女共同参画基本計画」が、2010年（平成22年）12月には、「第3次男女共同参画基本計画」が策定されました。

「第3次男女共同参画基本計画」では、男女共同参画社会の実現に向け、15の分野にわたり、男女共同参画を推進するための施策を推進していくこととしており、特に、「女性の活躍による経済社会の活性化」、「男性、子どもにとっての男女共同参画」、「様々な困難な状況に置かれている人々への対応」、「女性に対するあらゆる暴力の根絶」、「地域における身近な男女共同参画の推進」の5項目について、改めて強調されています。

その他、2001年（平成13年）に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」が制定されたほか、2007年（平成19年）には「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が策定されました。

3 東京都の動き

東京都においては、国の法律を受けて、2000年（平成12年）に「東京都男女平等参画基本条例」を制定し、これに基づき、2002年（平成14年）には「男女平等参画のための東京都行動計画 チャンス&サポート東京プラン2002」を策定し、総合的かつ計画的に男女平等参画施策を推進してきました。

その後、2007年（平成19年）には行動計画を改定し、2011年（平成23年）度までの5年間を計画期間とする「チャンス&サポート東京プラン2007」を策定しました。この計画では、「仕事と生活の調和の推進」と「女性のチャレンジ支援の推進」を主要な柱とするとともに、雇用における男女平等参画の促進、男女平等を阻害する暴力への取組など、さまざまな分野で施策を展開することとしています。

また、配偶者暴力については、2006年（平成18年）に策定した「東京都配偶者暴力対策基本計画」を2009年（平成21年）に改定し、施策を実施しています。

4 羽村市の動き

羽村市では、1993年（平成5年）に初めての行動計画である「羽村市女性行動計画」を策定し、男女共同参画に対する市民の気運が高まるなか、市の姿勢と取組を広くアピールするため、1997年（平成9年）に「男女共同参画都市宣言」を行いました。

その後、女性を取り巻く国内外の環境が大きく変化し、新たに取り組むべき課題が数多く生じてきたことから、2002年（平成14年）に「はむら男女共同参画推進プラン」を策定するとともに、2007年（平成19年）には、2011年（平成23年）度までの5年間を計画期間とする「はむら男女共同参画推進プラン後期実施計画」を策定し、「一人ひとりが自分らしく、いきいきと暮らせる“はむら”」の実現のための施策を実施してきました。

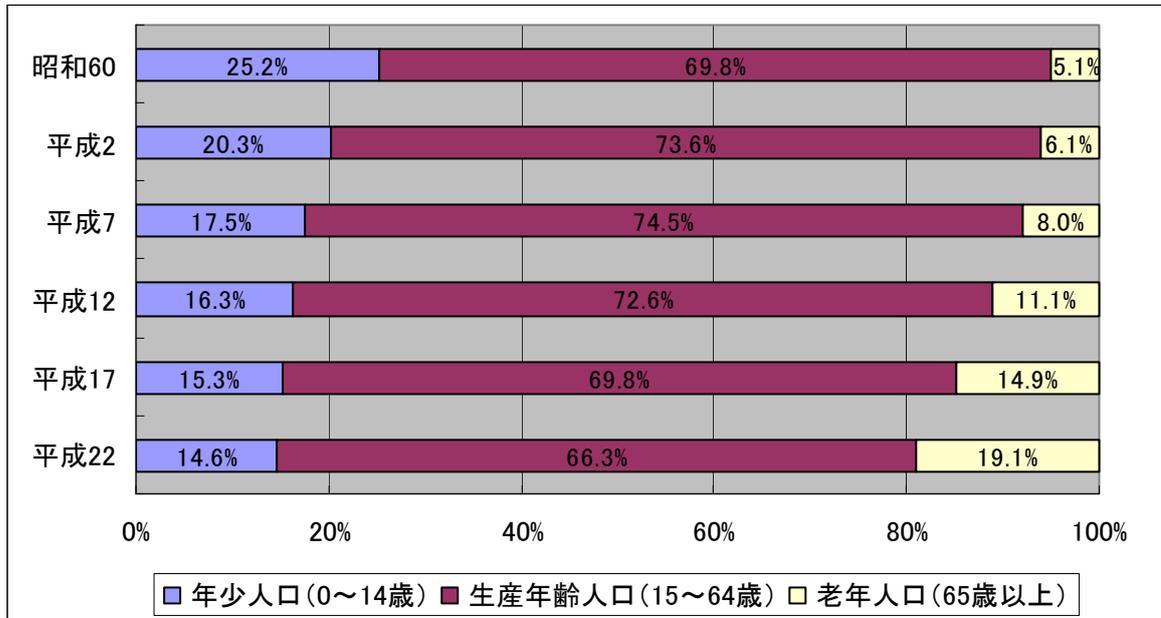
さらに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策をより一層推進し、男女共同参画社会の実現を目指すため、2007年（平成19年）に「羽村市男女共同参画推進条例」を制定しました。

5 羽村市における年少・生産年齢・老年人口の推移等

総人口が横ばいで推移する中、年少人口は年々減少し、老年人口が増加しており、少子高齢化が顕著となっています。

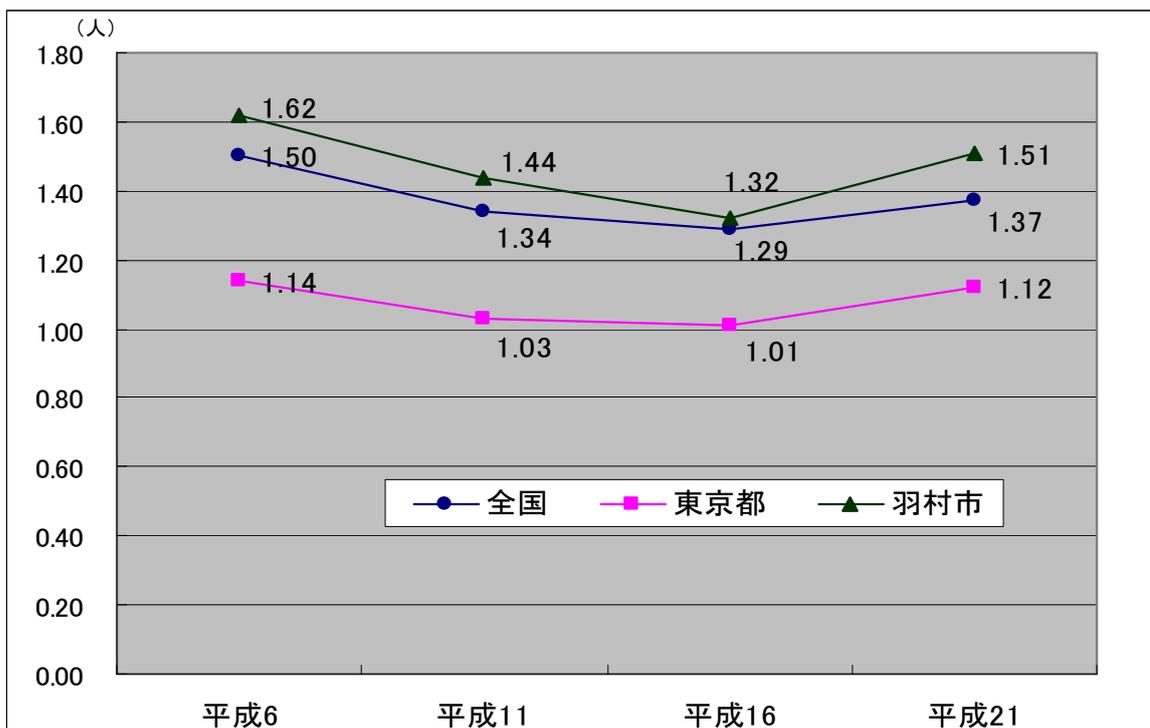
年少人口の増加につながるよう、出生率を向上させていくことが必要です。

【年少人口・生産年齢人口・老年人口の推移】



(資料出所) 統計はむら 平成22年度版

【合計特殊出生率の推移】



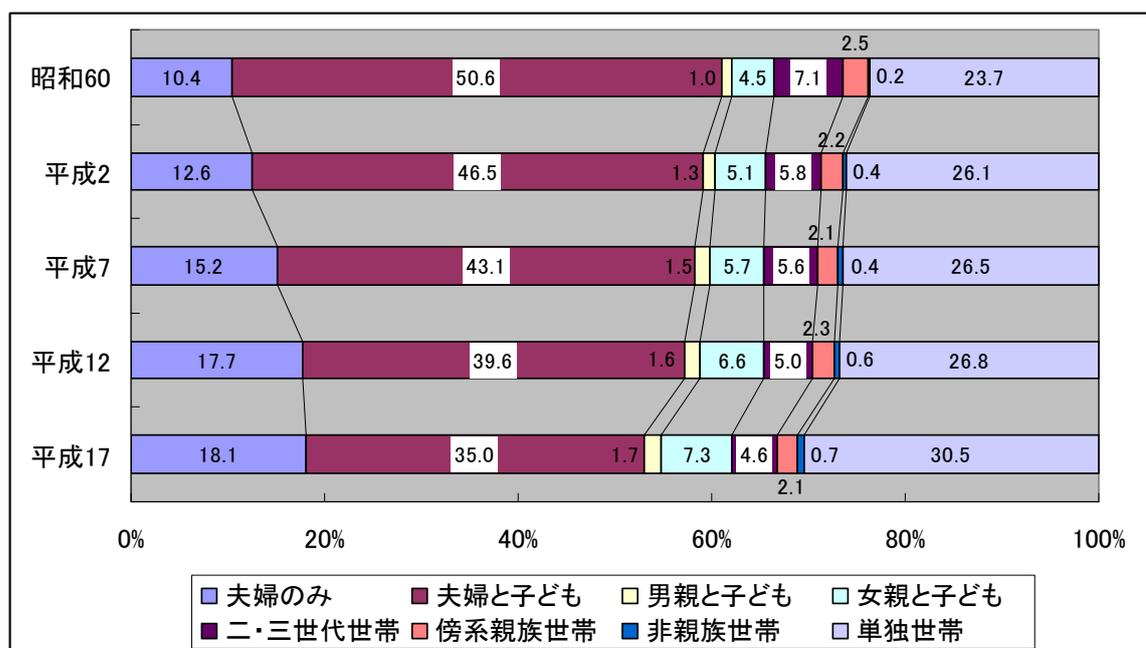
(資料出所) 東京都の衛生統計

6 羽村市における家族構成の推移

平成2年には、核家族世帯の標準的なモデルといわれる「夫婦と子ども世帯」は約半数を占めていましたが、平成17年には35%にまで減少し、「夫婦のみ世帯」、「単独世帯」及び「ひとり親世帯」が増加しています。

家族の少人数化が進み、子育てや介護の環境なども大きく変わってきています。

【家族構成の推移】



(資料出所) 総務省「国勢調査」

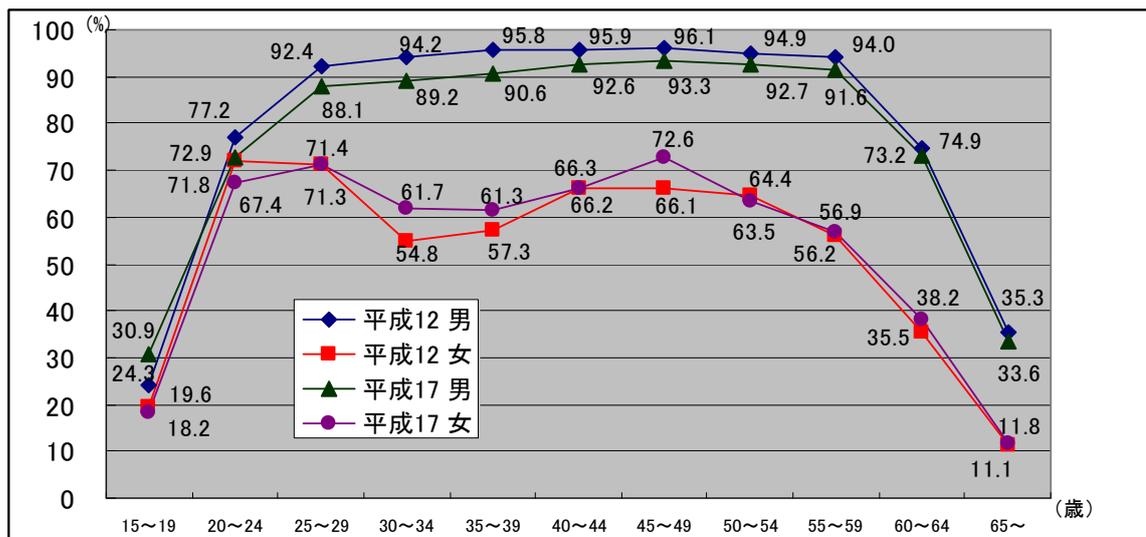
- (注) 1 二・三世代世帯 「夫婦と親から成る世帯」及び「夫婦と子どもと親から成る世帯」
 2 傍系親族世帯 直系の親族世帯に他の親族が加わった世帯、兄弟姉妹のみから成る世帯、他に分類されない親族世帯
 3 非親族世帯 二人以上の世帯員から成る世帯のうち、世帯主と親族関係にある者がいない世帯
 4 単独世帯 世帯人員が一人の世帯

7 羽村市における年齢階級別労働力人口比率の推移

女性の労働力率は、30歳から39歳までの出産育児期に大きく落ち込み、いわゆるM字カーブを描く形となっていますが、平成12年と平成17年を比べると、M字カーブはやや浅くなっています。

女性が、結婚、出産を理由に離職することなく、継続して就業できる環境の整備を進めることが重要です。

【年齢階級別労働力人口比率の推移】

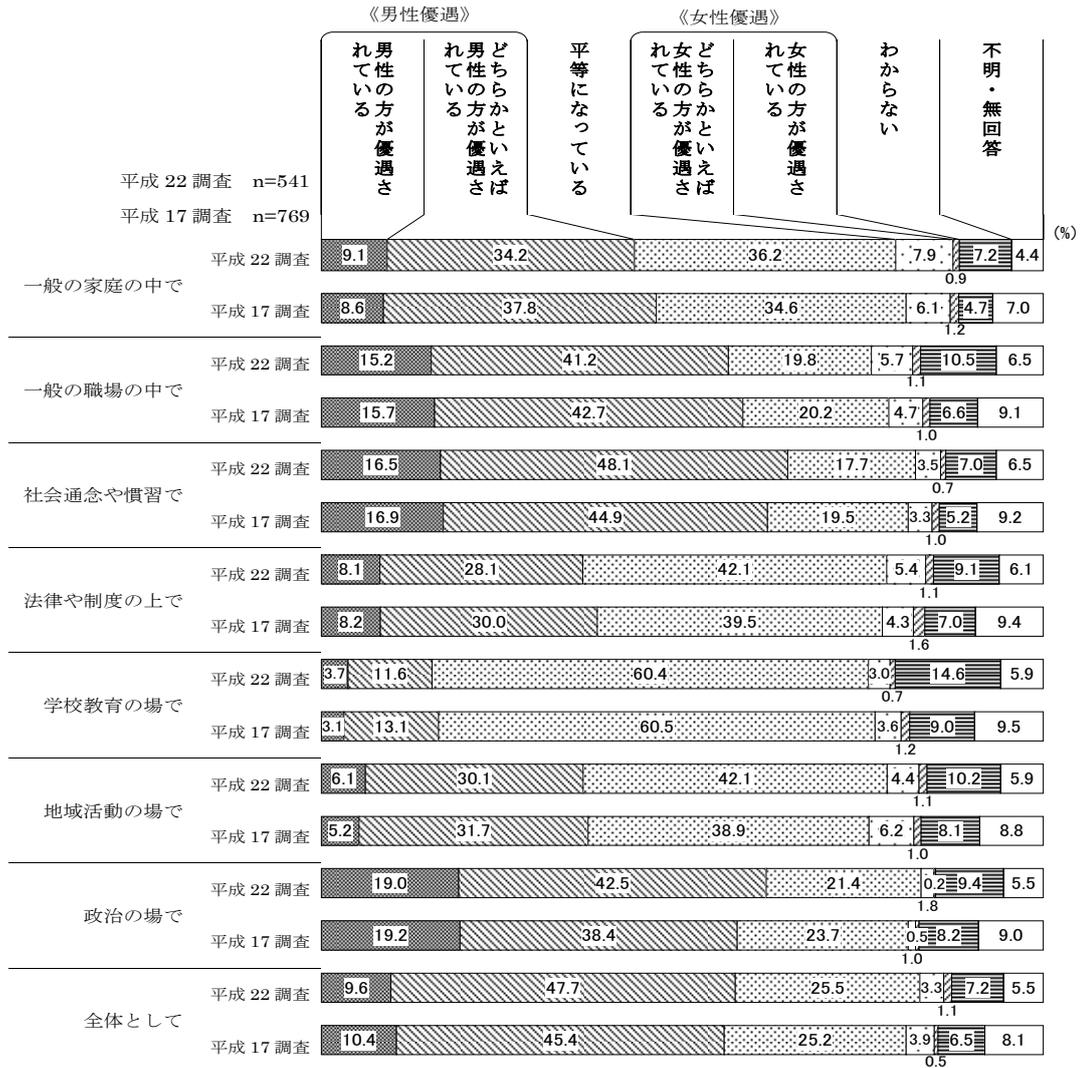


(資料出所) 総務省「国勢調査」より作成

8 羽村市民の男女共同参画に関する意識

平成22年に実施した「羽村市市政世論調査」における男女共同参画に対する意識調査では、全体として半数以上が「男性の方が優遇されている」と答えています。特に、男性優遇感が高いのは社会通念や慣習の分野においてであり、男女平等感が高いのは学校教育の場となっています。

【各分野における男女平等感】



(資料出所) 平成 22 年度 羽村市市政世論調査

< 男性優遇感が高い分野 >

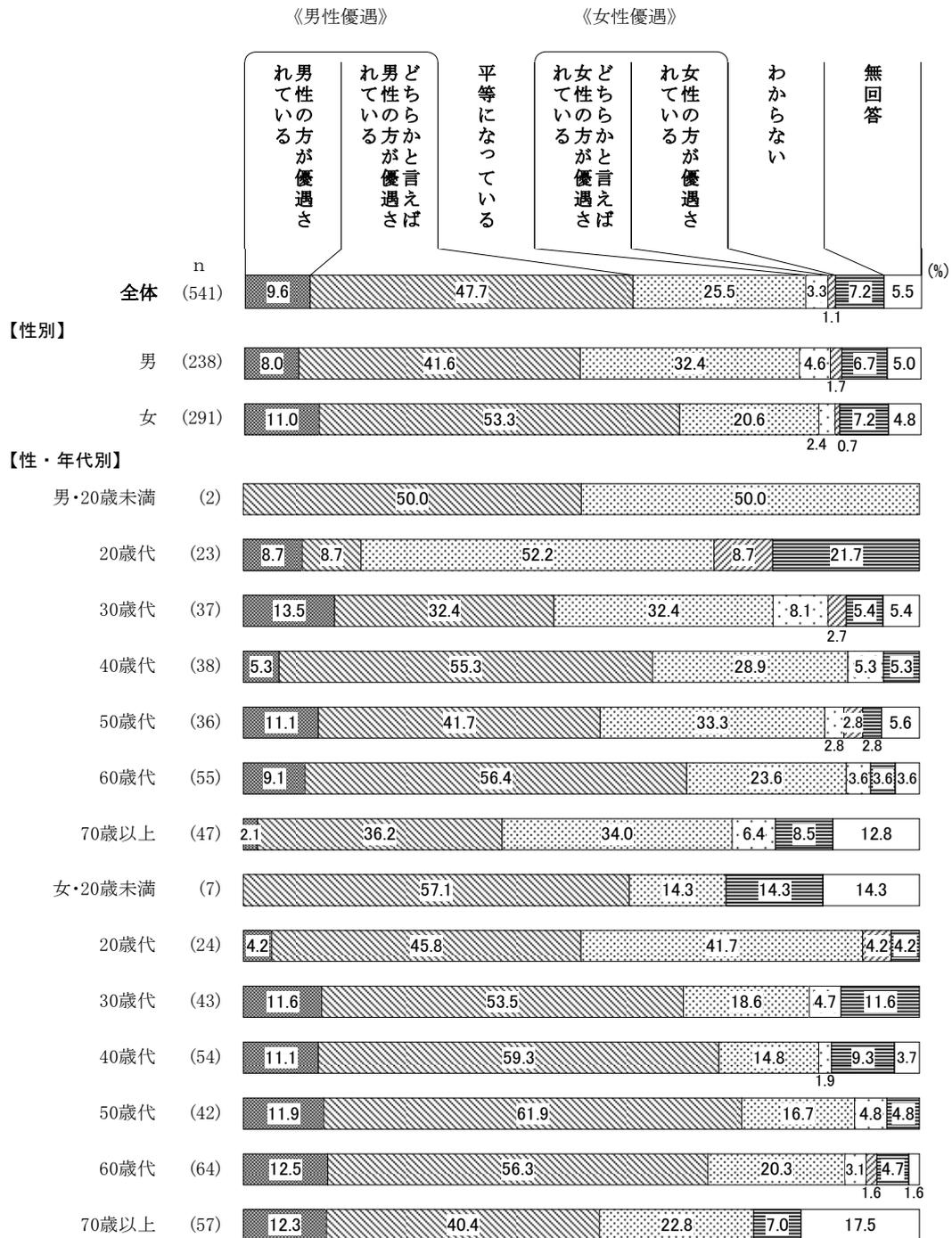
- 1位 社会通念や慣習で
- 2位 政治の場で
- 3位 職場の中で
- 4位 家庭の中で
- 5位 地域活動の場で
- 6位 法律や制度の上で
- 7位 学校教育の場で

< 男女平等感が高い分野 >

- 1位 学校教育の場で
- 2位 法律や制度の上で
- 2位 地域活動の場で
- 3位 家庭の中で
- 4位 政治の場で
- 5位 職場の中で
- 6位 社会通念や慣習で

また、性別にみると、全体としての「男女平等感」は、男性32.4%に対し女性20.6%と男女の認識の違いが現れています。

【性別、性・年代別の男女平等感】



(資料出所) 平成 22 年度 羽村市市政世論調査

目次

前文

第1章 総則（第1条—第9条）

第2章 基本的施策等（第10条—第16条）

第3章 羽村市男女共同参画推進会議（第17条—第21条）

付則

多摩川の清流と花と緑に恵まれ、人々の温かい心が通い合う羽村市は、性別にとらわれず、人権を尊重し、魅力あるまちを築くため、平成9年に「男女共同参画都市」を宣言しました。

羽村市はこれまで、国際社会や国内の動きを踏まえ、男女共同参画社会を形成するための様々な取組を着実に進めてきましたが、男女共同参画社会の実現のためには、なお一層の努力が必要です。

男女共同参画社会の形成の促進に関する施策をより一層推進し、男女が対等な立場で、社会のあらゆる分野の活動に主体的に参画することができ、共に責任を担い合い、自分らしくいきいきと暮らせる男女共同参画社会の実現を目指して、羽村市は、この条例を制定します。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、羽村市（以下「市」という。）における男女共同参画社会の形成に関し、基本理念並びに市、市民及び事業者等の責務を明らかにするとともに、市の施策の基本的な事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（以下「男女共同参画施策」という。）を総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会を実現することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画社会 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会をいう。
- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (3) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動により当該言動を受けた個人の生活の環境を害すること又は性的な言動を受けた個人の対応により当該個人に不利益を与えることをいう。
- (4) 市民 市の区域内（以下「市内」という。）に住所を有する者、市内の事務所又は事業所に勤務する者及び市内の学校に在学する者をいう。
- (5) 事業者等 市内において営利又は非営利の活動、公益的活動その他の活動を行う全ての個人、法人及び団体をいう。

（基本理念）

第3条 男女共同参画社会の形成は、次に掲げる基本理念（以下「基本理念」という。）に基づき行わなければならない。

- (1) 男女が個人として尊重され、性別による差別的取扱いを受けることなく、個人として能力を発揮する機会が確保されること。
- (2) 性別による固定的な役割分担等を反映した社会の制度又は慣行が、男女の社会における活動の選択に対して影響を及ぼすことのないよう配慮されること。
- (3) 男女が、社会の対等な構成員として、あらゆる分野における活動の方針の立案や決定に共同して参画する機会が確保されること。
- (4) 男女が、相互の協力と社会的支援の下に、家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、家庭生活における活動とそれ以外の活動を行うことができるようにすること。
- (5) 男女共同参画社会の形成の促進は、国際社会における取組と密接に関係していることを踏まえ、国際的協調の下に行われること。

（市の責務）

第4条 市は、基本理念に基づき、男女共同参画施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、実施する責務を有する。

2 市は、男女共同参画施策を推進するに当たり、市民、事業者等、国及びその他の地方公共団体と相互に連携するよう努めなければならない。

（市民の責務）

第5条 市民は、基本理念に関する理解を深め、男女共同参画社会の形成の促進に自ら努めなければならない。

2 市民は、市が実施する男女共同参画施策に協力するよう努めなければならない。

（事業者等の責務）

第6条 事業者等は、基本理念に基づき、その活動に関し、男女共同参画社会の形成の促進に努めなければならない。

2 事業者等は、市が実施する男女共同参画施策に協力するよう努めなければならない。

（市、市民及び事業者等の協働）

第7条 市、市民及び事業者等は、協働して男女共同参画施策の推進に努めるものとする。

（性別による差別的取扱い等の禁止）

第8条 何人も、あらゆる場において、性別による差別的取扱いをしてはならない。

2 何人も、あらゆる場において、セクシュアル・ハラスメントを行ってはならない。

3 家庭内等において、配偶者等に対する暴力（身体に対する暴力又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。）を行ってはならない。

（公衆に表示する情報への配慮）

第9条 何人も、公衆に表示するあらゆる情報において、前条に規定する性別による差別的取扱い等を助長することのないよう配慮しなければならない。

第2章 基本的施策等

（基本計画）

第10条 市長は、男女共同参画施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会

の形成の促進に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を定めなければならない。

2 市長は、基本計画を定めようとするときは、あらかじめ第17条に規定する羽村市男女共同参画推進会議の意見を聴かなければならない。

3 市長は、基本計画を定めようとするときは、市民及び事業者等の意見を反映するよう必要な措置を講じなければならない。

4 市長は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前3項の規定は、基本計画を変更する場合について、これを準用する。

（施策の策定等に当たっての配慮）

第11条 市は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

（実施状況の公表）

第12条 市長は、毎年1回、男女共同参画施策の推進状況を明らかにするため、基本計画に定める施策の実施状況を公表しなければならない。

（付属機関等における男女共同参画）

第13条 市長その他の執行機関は、付属機関等の委員を委嘱し、又は任命する場合は、市の政策の立案及び決定過程に男女が共同して参画する機会を確保するよう努めるものとする。

（市民及び事業者等の理解を深めるための措置）

第14条 市は、広報活動、学校教育及び生涯学習等に係る機会を通じて、基本理念に関する市民及び事業者等の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

（市民等の申出）

第15条 市民及び事業者等は、市が実施する男女共同参画施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策に関し、市長に対し意見等の申出をすることができる。

2 市民は、性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合は、市長に対し相談の申出をすることができる。

3 市長は、前2項の規定による申出を受けたときは、関係機関等と連携し、迅速かつ適切に対応するものとする。

（調査研究）

第16条 市は、男女共同参画施策の策定に必要な調査研究を推進するよう努めるものとする。

第3章 羽村市男女共同参画推進会議

（設置）

第17条 男女共同参画施策の充実及び推進を図るため、市長の付属機関として、羽村市男女共同参画推進会議（以下「推進会議」という。）を置く。

（所掌事項）

第18条 推進会議は、次の各号に掲げる事項について調査及び検討し、必要に応じて市長に報告又は提言する。

(1) 基本計画の策定及び変更等男女共同参画施策に関する基本的かつ重要な事項

(2) 男女共同参画施策の充実及び推進に関する事項

(3) 前2号に掲げるもののほか、男女共同参画施策の推進に関し、市長が必要と認める事項

（組織）

第19条 推進会議は、市長が委嘱する委員15人以内をもって組織する。

(委員の任期)

第20条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委任)

第21条 この章に定めるもののほか、推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、市規則で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

(羽村市男女共同参画推進会議条例の廃止)

2 羽村市男女共同参画推進会議条例(平成11年条例第19号)は、廃止する。

(基本計画に関する経過措置)

3 この条例の施行の際、現に定められているはむら男女共同参画推進プランは、第10条第1項の規定により定めた基本計画とみなす。

(推進会議の委員の委嘱等に関する経過措置)

4 この条例の施行の際、現にこの条例による廃止前の羽村市男女共同参画推進会議条例第3条第2項の規定により委嘱された委員は、第19条の規定により委嘱された委員とみなし、その任期は、第20条の規定にかかわらず、平成20年2月13日までとする。

(趣旨)

第1条 この規則は、羽村市男女共同参画推進条例（平成19年条例第11号）第21条の規定に基づき、羽村市男女共同参画推進会議（以下「推進会議」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第2条 推進会議の委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 知識経験者 2人以内
- (2) 関係団体の構成員 5人以内
- (3) 市民公募委員 5人以内
- (4) その他市長が必要と認める者 3人以内

(会長及び副会長)

第3条 推進会議に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、推進会議を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議及び議事)

第4条 推進会議は、会長が招集し、議長となる。

2 推進会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 推進会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第5条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の会議への出席を求め、意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第6条 推進会議の庶務は、男女共同参画に関する事務を所管する課において処理する。

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

1 1 羽村市男女共同参画推進会議委員名簿

区分		氏名	所属
知識経験者		石川 佳代	キャリア・カウンセラー
		○関野 由加利	元民生委員（主任児童委員）
関係団体の 構成員	商工業者	◎矢部 久子	羽村市商工会女性部
	保育	指田 明彦	羽村私立保育園協議会
	ボランティア	古川 光昭	羽村市ボランティア連絡協議会
	教育	渡邊 慎吾	羽村市公立小中学校校長会・副校長会
	学習団体	池田 みち子	羽村・男女共同参画をすすめる会
市民公募委員		秋山 道夫	
		高田 国枝	
		成田 智恵子	
		高田 和登	
		岩崎 貴子	
市長が必要と認める者		松尾 紀子	㈱みらい代表取締役
		浅野 秀雄	青梅公共職業安定所次長（23.3.31 まで）
		可児 章	青梅公共職業安定所次長（23.4.1 から）
		小熊 克也	羽村市教育委員会指導主事

◎会長 ○副会長

1 2 羽村市男女共同参画推進会議審議経過

回数	年月日	内容
1	平成 22 年 6 月 28 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 委嘱状の交付 ・ 男女共同参画推進会議について ・ はむら男女共同参画推進プラン後期実施計画について ・ はむら男女共同参画推進プラン進捗状況調査報告書について
2	8 月 18 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ はむら男女共同参画推進プラン進捗状況調査報告書について
3	10 月 13 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ はむら男女共同参画推進プラン進捗状況調査報告書について
4	12 月 15 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 次期「(仮称) 羽村市男女共同参画基本計画」の策定に向けた取り組みの方向性について
5	平成 23 年 6 月 14 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 23 年度男女共同参画施策への主な取組み ・ 羽村市男女共同参画基本計画の方向性について
6	7 月 25 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 羽村市男女共同参画基本計画の方向性について
7	9 月 12 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 羽村市男女共同参画基本計画の方向性について
8	10 月 24 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 羽村市男女共同参画基本計画について (提言案)

1 3 羽村市男女共同参画推進本部設置要綱

平成12年11月6日

羽企企発第7640号

(設置)

第1条 羽村市における男女共同参画社会の実現を図るため、羽村市男女共同参画推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 推進本部の所掌事項は次のとおりとする。

- (1) 男女共同参画社会の実現に向けた計画の策定に関すること。
- (2) 男女共同参画関係施策の総合的な推進及びその調整に関すること。
- (3) その他市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

2 本部長は市長、副本部長は副市長及び教育長をもって充てる。

3 本部員は、羽村市庁議等の設置及び運営に関する規則（昭和60年規則第18号）第3条第1号に規定する部長をもって充てる。

(本部長及び副本部長)

第4条 本部長は、本部を総括する。

2 副本部長は本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

3 本部長の職務を補佐又は代理する副本部長の順序は、前条第2項に掲げる職の順によるものとする。

(会議)

第5条 推進本部の会議は、本部長が招集し、議長となる。

2 本部長は、必要があると認めるときは、関係職員を会議に出席させることができる。

(部会)

第6条 第2条に定める掌握事項を遂行するにあたり、推進本部の下部組織として次の部会を置く。

- (1) 推進行動計画策定部会
- (2) DV防止対策部会

(推進行動計画策定部会)

第7条 推進行動計画策定部会（以下この条において「部会」という。）は、次の事項について調査・検討するほか、必要な事項を協議し、本部長に報告する。

- (1) 男女共同参画の基本的な施策に関すること。
- (2) 男女共同参画の推進行動計画の策定作業に関すること。

2 部会は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 部会長 企画部長
- (2) 副部会長 教育部長
- (3) 部委員 職員課長、地域振興課長、産業活性化推進室長、保育課長、生涯学習課長、学

校教育課長、市民課戸籍係長、社会福祉課庶務係長、高齢福祉介護課高齢福祉係長、健康課健康推進係長、子育て支援課子ども家庭支援センター係長、保育課保育園主査、その他本部長が必要と認める者

- 3 部会長は、部会の会務を総理する。
- 4 部会は、部会長が招集し、議長となる。
- 5 部会は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

(DV防止対策部会)

第8条 DV防止対策部会(以下この条において「部会」という。)は、次の事項について調査・検討するほか、必要な事項を協議し、本部長に報告する。

- (1) 配偶者からの暴力を防止し、被害者の保護と支援を行うための施策に関する事。
- (2) 配偶者からの暴力を防止し、被害者の保護と支援を行うための基本的な計画の策定作業に関する事。
- (3) その他DV防止対策に関し必要と認められる事項に関する事。

2 部会は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 部会長 子ども家庭部長
- (2) 副部会長 福祉健康部長
- (3) 部委員 広報広聴課長、市民課長、社会福祉課長、高齢福祉介護課長、健康課長、子育て支援課長、その他本部長が必要と認める者

- 3 部会長は、部会の会務を総理する。
- 4 部会は、部会長が招集し、議長となる。
- 5 部会は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

(庶務)

第9条 推進本部の庶務は、男女共同参画に関する事務を所管する課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか推進本部の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成12年11月6日から施行する。
(羽村市男女共同参画関連施策事務連絡会設置要綱の廃止)
- 2 羽村市男女共同参画関連施策事務連絡会設置要綱(平成9年羽教社発第3224号)は、廃止する。

付 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成15年6月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱施行の際、現に在職する収入役は、その任期中に限り、なお従前の例により在職するものとする。

9 第2項の場合においては、第17条の規定による改正後の羽村市男女共同参画推進本部設置要綱第3条第2項の規定は適用せず、第17条の規定による改正前の羽村市男女共同参画推進本部設置要綱第3条第2項の規定は、なおその効力を有する。

付 則

この要綱は、平成20年5月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

1 4 羽村市男女共同参画推進本部名簿

■本部員名簿

本部長	市長	並木 心
副本部長	副市長	北村 健
	教育長	角野 征大
本部員	議会事務局長	廣瀬 和彦（島田 秀男）
	企画部長	桜沢 修
	企画部参事	小林 宏子
	総務部長	原島 秀明
	市民部長	宮崎 長寿（尾島 俊夫）
	市民部参事	（尾島 俊夫）
	産業環境部長	竹田 佳弘
	福祉健康部長	雨倉 久行（羽村 富男）
	子ども家庭部長	井上 雅彦
	建設部長	中島 秀幸（小林 健朗）
	都市整備部長	阿部 敏彦（中島 秀幸）
	都市整備部参事	（柴田 満行）
	水道事務所長	小林 健朗（廣瀬 和彦）
	会計管理者	森田 茂（小林 美由）
	教育部長	遠藤 和俊
	教育部参事	小林 理人（中澤 正人）

※（ ）は平成22年度の本部員

■推進行動計画策定部会員名簿

部 会 長	企画部長	桜沢 修
副 部 会 長	教育部長	遠藤 和俊
部 委 員	学校教育課長（教育部参事事務取扱）	小林 理人
	職員課長	伊藤 文隆
	地域振興課長	細谷 満広
	産業活性化推進室長	粕谷 昇司
	保育課長	鈴木 宏哉
	生涯学習課長	田中 祐子
	市民課戸籍係長	中野 裕
	社会福祉課庶務係長	武田 好生
	高齢福祉介護課高齢福祉係長	吉岡 泰孝
	健康課健康推進係長	野村 由紀子
	子育て支援課子ども家庭支援センター係長	関谷 美紀
	保育課西保育園主査	安井 広美

1 5 羽村市男女共同参画推進本部審議経過

回数	年月日	会議名	内容
1	平成 22 年 11 月 17 日	第 1 回本部会議	・次期「(仮称) 羽村市男女共同参画基本計画」の策定に向けた取組みの方向性について
2	平成 23 年 5 月 10 日	第 1 回推進行動 計画策定部会	・羽村市における男女共同参画のこれまでの取組み ・計画策定の基本的な方針・考え方について
3	7 月 6 日	第 2 回推進行動 計画策定部会	・羽村市男女共同参画基本計画（素案）について
4	8 月 3 日	第 3 回推進行動 計画策定部会	・羽村市男女共同参画基本計画（素案）について
5	10 月 12 日	第 4 回推進行動 計画策定部会	・羽村市男女共同参画基本計画（素案）について

目次

前文

第1章 総則（第1条—第12条）

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第13条—第20条）

第3章 男女共同参画会議（第21条—第28条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（男女の人権の尊重）

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別

による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第8条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出

しなければならない。

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
- 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
- 二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第17条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害さ

れた場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第18条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第19条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第20条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第3章 男女共同参画会議

(設置)

第21条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第22条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第23条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第24条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第25条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
 - 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第2号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の10の5未満であってはならない。
 - 3 第1項第2号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の10の4未満であってはならない。
 - 4 第1項第2号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第26条 前条第1項第2号の議員の任期は、2年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第1項第2号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第27条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第28条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 (平成11年6月23日法律第78号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第2条 男女共同参画審議会設置法(平成9年法律第7号)は、廃止する。

附 則 (平成11年7月16日法律第102号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成11年法律第88号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(施行の日=平成13年1月6日)

一 略

二 附則第10条第1項及び第5項、第14条第3項、第23条、第28条並びに第30条の規定 公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第28条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者(任期の定めのない者を除く。)の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第30条 第2条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則 (平成11年12月22日法律第160号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律(第2条及び第3条を除く。)は、平成13年1月6日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。(以下略)

17 男女共同参画に関する動き（年表）

年	世界の動き	国の動き	東京都の動き	羽村市の動き
1975 (昭和50)	国際婦人年(目標・平等・発展・平和) 国際婦人年世界会議(メキシコシティ)「世界行動計画」採択	婦人問題企画推進本部設置 婦人問題企画推進会議開催		
1976 (昭和51)			都民生活局婦人計画課設置	
1977 (昭和52)		「国内行動計画」策定		
1978 (昭和53)			東京都婦人問題協議会答申「東京都行動計画策定に当たっての基本的な考え方と施策の方向性について」 「婦人問題解決のための東京都行動計画」策定	
1979 (昭和54)	国連第34回総会「女子差別撤廃条約」採択			
1980 (昭和55)	「国連婦人の十年」中間年世界会議(コペンハーゲン)「国連婦人の十年後半期行動プログラム」採択			
1981 (昭和56)		「国内行動計画後期重点目標」策定		
1982 (昭和57)			東京都婦人問題協議会答申 「『国連婦人の十年』後半期における東京都婦人関係施策のあり方について」	
1983 (昭和58)			婦人問題解決のための新東京都行動計画「男女の平等と共同参加へのとうきょうプラン」策定	
1985 (昭和60)	「国連婦人の十年」ナイロビ世界会議(西暦2000年に向けての)「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択	「国籍法」改正 「男女雇用機会均等法」公布 「女子差別撤廃条約」批准	東京都婦人問題協議会報告「男女平等の社会的風土づくり」	教育委員会社会教育課青少年婦人係設置 第1回の婦人向け講演会を実施(後に「女性フォーラム」へ発展)
1986 (昭和61)		婦人問題企画推進本部拡充:構成を全省庁に拡大、婦人問題企画推進有識者会議開催		
1987 (昭和62)		「西暦2000年に向けての新しい国内行動計画」策定	東京都婦人問題協議会報告「21世紀へ向けての新たな展開」	「婦人問題に関する住民意識調査」の実施 「婦人問題懇話会」の設置
1989 (平成元)			東京都婦人問題協議会報告「21世紀へ向け男女平等の実現をめざして」	
1990 (平成2)	国連婦人の地位委員会拡大会期 国連経済社会理事会「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略に関する第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択		東京都女性問題協議会報告「21世紀に向け女性問題解決のための新たな行動計画の策定について」	
1991 (平成3)		「育児休業法」公布	女性問題解決のための東京都行動計画「21世紀へ男女平等推進とうきょうプラン」策定	
1992 (平成4)				「羽村市女性行動計画審議会」の設置
1993 (平成5)			東京都女性問題協議会報告「男女平等の社会的風土づくり」	「羽村市女性行動計画」の策定
1994 (平成6)		男女共同参画推進室設置 男女共同参画審議会設置(政令) 男女共同参画推進本部設置		
1995 (平成7)	第4回世界女性会議—平等、開発、平和のための行動(北京)「北京宣言及び行動綱領」採択	「育児休業法」改正(育児休業制度の法制化)	東京都女性問題協議会報告「都政における男女平等施策の新たな展開に向けて」 東京ウィメンズプラザ開館	
1996 (平成8)		男女共同参画推進連携会議(えがりてネットワーク)発足 「男女共同参画2000年プラン」策定		
1997 (平成9)		男女共同参画審議会設置(法律) 「男女雇用機会均等法」改正 「介護保険法」公布	東京都女性問題協議会報告「男女が平等に参画するまち東京」	「自分らしく生きよう“はむら”アピール～男女共同参画都市宣言～」を実施 男女共同参画情報誌ウィーブを創

年	世界の動き	国の動き	東京都の動き	羽村市の動き
1998 (平成10)			男女平等推進のための東京都行動計画「男女が平等に参画するまち東京プラン」策定 東京都女性問題協議会報告「男女平等参画の推進に関する条例の基本的な考え方について」	女性模擬議会を開催
1999 (平成11)		「男女共同参画社会基本法」公布・施行 「食料・農業・農村基本法」公布・施行		企画調整課に男女共同参画担当を設置 「市民及び市職員の男女共同参画に関する意識調査」を実施 「男女共同参画推進会議(第1期)」を設置
2000 (平成12)	国連特別総会「女性2000年会議」(ニューヨーク)	「男女共同参画基本計画」策定 「ストーカー行為等の規制等に関する法律」公布・施行	東京都男女平等参画基本条例成立・施行	男女共同参画推進本部(本部長:市長)を設置
2001 (平成13)		男女共同参画会議設置 男女共同参画局設置 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」公布・施行 第1回男女共同参画週間	東京都男女平等参画審議会答申「男女平等参画のための東京都行動計画の基本的考え方」	「男女共同参画推進会議(第2期)」を設置
2002 (平成14)			男女平等参画のための東京都行動計画「チャンス&サポート東京プラン2002」策定	「はむら男女共同参画推進プラン」を策定 「男女共同参画に関する羽村市民意識調査・実態調査～男女の人権にかかわる項目を中心に～」を実施
2003 (平成15)		「次世代育成支援対策推進法」公布・施行 「母子家庭の母の就業の支援に関する特別措置法」公布・施行 「少子化社会対策基本法」公布・施行		「女性悩みごと相談」を開設(福生市と共同実施) 「市内事業所に働く女性の意識と実態調査」を実施 「男女共同参画推進会議(第3期)」を設置
2004 (平成16)		「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の改正		
2005 (平成17)	第49回国連婦人の地位委員会「北京+10」世界関係級会合(ニューヨーク)	「第2次男女共同参画基本計画」策定		「ドメスティック・バイオレンス防止啓発カード」を作成・配布 「男女共同参画推進会議(第4期)」を設置
2006 (平成18)		「男女雇用機会均等法」改正 東京関係共同コミュニケの採択	「東京都配偶者暴力対策基本計画」策定	羽村市男女共同参画推進会議報告「男女共同参画基本条例(仮称)調査研究報告書」 羽村市男女共同参画推進会議報告「男女共同参画の推進に関する条例に盛り込むべき内容について」
2007 (平成19)		「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定 「配偶者暴力防止法」改正	男女平等参画のための東京都行動計画「チャンス&サポート東京プラン2007」策定	「はむら男女共同参画推進プラン後期実施計画」策定 「羽村市男女共同参画推進条例」制定 「男女共同参画推進会議(第5期)」を設置
2008 (平成20)		「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針」の改定 「仕事と生活の調和推進室」設置		
2009 (平成21)		「育児・介護休業法」改正 「育児・介護休業法に基づく紛争解決援助制度」スタート	「東京都配偶者暴力対策基本計画」改定 「ワーク・ライフ・バランス実践プログラム」作成	
2010 (平成22)	第54回国連婦人の地位委員会「北京+15」世界関係級会合(ニューヨーク)	「第3次男女共同参画基本計画」策定		「男女共同参画推進会議(第6期)」を設置
2011 (平成23)				

あ 行

●イクジイ

孫世代の子育てに積極的にかかわる高齢男性のこと。

●育児・介護休業法

正式名称は、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」。育児又は家族の介護を行う労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるよう支援することによって、その福祉を増進するとともに、あわせて我が国の経済及び社会の発展に資することを目的としている。

●イクメン

「子育てする男性（メンズ）」の略語。積極的に子育てを楽しみ、自らも成長する男性のこと。

か 行

●家庭責任

育児や介護など援助が必要な近親者に対する責任（家族的責任）と、家事全般など家庭生活を維持するための仕事を担う責任を合わせたもの。

●合計特殊出生率

合計特殊出生率（期間合計特殊出生率）とは、その年次の15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子ども数に相当する。

●固定的な性別による役割分担意識

「男は仕事、女は家事・育児」など、性別によってその役割を決めつけ、固定化してしまうこと。

さ 行

●セクシュアル・ハラスメント

相手の意に反した性的な性質の言動を行い、苦痛や不利益を与えたりすること。性的な嫌がらせ。

た 行

●男女雇用機会均等法

正式名称は、「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」。憲法第14条が保障する法の下での男女平等を雇用の分野で具体化する法律で、労働者は性別によって差別されることなく、女性労働者は母性を尊重されつつ働くことができるという基本理念を掲げている。

●デートDV

一般的に、恋人同士で起こる暴力をいう。暴力には、殴る、蹴る、髪を引っ張るなどの身体的な暴力、脅す、無視する、大声でどなる、携帯電話の着信履歴をチェックするなどの精神的暴力、性行為の強要などの性的暴力などがある。

●DV（ドメスティック・バイオレンス）

一般的には、配偶者や恋人など親密な関係にある又はあった者から振るわれる暴力という意味で使用されることが多い。

は 行

●ポジティブ・アクション（積極的改善措置）

一般的には、社会的・構造的な差別によって不利益を被っている者に対して、一定の範囲で特別の機会を提供することなどにより、実質的な機会均等を実現することを目的として講じる暫定的な措置のことをいう。

わ 行

●ワーク・ライフ・バランス

仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など、様々な活動について、自ら希望するバランスで展開できる状態をいう。ワーク・ライフ・バランス憲章では、仕事と生活の調和が実現した社会とは、「国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会」としている。

羽村市男女共同参画基本計画

(平成 24 年度～平成 28 年度)

発行日 平成 24(2012)年 3 月

発行 羽村市

所在地 〒205-8601 羽村市緑ヶ丘 5 丁目 2 番地 1

電話 042-555-1111(代)

編集 羽村市企画部企画課

ホームページ <http://www.city.hamura.tokyo.jp>